明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食料供給困難事態対策法施行規則（農林水産・経済産業二）　二
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境五）　二

〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　三
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委五）　四
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（同六）　四
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件（個人情報保護委二）　五
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（総務四二）　五
○国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件（文部科学九）　五
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同一〇）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働四一）　六
○畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号の規定に基づき積立金を適切に管理することができると認められる者を指定する件（農林水産二八五）　六
○ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件（同二八六）　六
○ハム類の日本農林規格の一部を改正する件（同二八七）　七
○プレスハムの日本農林規格の一部を改正する件（同二八八）　七
○ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件（同二八九）　七
○熟成ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件（同二九〇）　七
○熟成ハム類の日本農林規格の一部を改正する件（同二九一）　七
○熟成ソーセージ類の日本農林規格の一部を改正する件（同二九二）　七
○ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同二九三）　七
○ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法の一部を改正する件（同二九四）　七
○直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件（同二九五）　七
○直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同二九六）　七
○直交集成板についての検査方法の一部を改正する件（同二九七）　七
○直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同二九八）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業一八）　八
○水先人に免許を与えた件（国土交通一四七）　八
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一四八）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五）　八
○夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する告示（環境七）　九

〔国会事項〕
厚生労働省　九

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
国家戦略特別区域法第二十七条の三の規定に基づく法人の指定について（内閣府）　九
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　一〇
産　業
日本産業規格（厚生労働省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（沖縄総合事務局最低賃金公示二）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二七

省　令

○農林水産省経済産業省令第二号

食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）第十五条第二項及び第三項（同法第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第三項の規定に基づき、食料供給困難事態対策法施行規則を次のように定める。

令和七年二月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

食料供給困難事態対策法施行規則

（出荷販売計画の記載事項）

第一条　食料供給困難事態対策法（以下「法」という。）第十五条第二項の出荷販売計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　措置対象特定食料等の出荷又は販売の実績に関する事項

二　措置対象特定食料等の出荷又は販売の見通しに関する事項

三　出荷販売業者が前号の見通しを踏まえ措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を図る上で支障となる事項

四　その他必要な事項

（出荷販売計画等の変更の届出）

第二条　法第十五条第三項（法第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ることにより行うものとする。

一　変更の内容

二　変更した理由

（輸入計画の記載事項）

第三条　法第十六条第二項において読み替えて準用する法第十五条第二項の輸入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　措置対象特定食料等の輸入の実績に関する事項

二　措置対象特定食料等の輸入の見通しに関する事項

三　輸入業者が前号の見通しを踏まえ措置対象特定食料等の輸入の促進を図る上で支障となる事項

四　その他必要な事項

（農林水産物生産可能業者の要件）

第四条　法第十七条第一項の主務省令で定める要件は、当該措置対象特定食料等（法第十七条第一項に規定する措置対象特定食料等をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）以外の農林水産物の生産の事業を行う者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められるものであることとする。

（生産計画の記載事項）

第五条　法第十七条第二項において読み替えて準用する法第十五条第二項の生産計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　措置対象特定食料等の生産の実績に関する事項

二　措置対象特定食料等の生産の見通しに関する事項

三　農林水産物生産業者等が前号の見通しを踏まえ措置対象特定食料等の生産の促進を図る上で支障となる事項

四　その他必要な事項

（法第十七条第三項の主務省令で定める者）

第六条　法第十七条第三項の主務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その生産する農林水産物を通常生産する期間以外の期間に当該措置対象特定食料等の生産をすることができる者

二　現に当該措置対象特定食料等の生産を行っている者であって、品種又は生産方法の変更をすることにより、当該措置対象特定食料等の生産量を増加させることができるもの

三　現に当該措置対象特定食料等の生産を行っている者であって、除草、耕うん又はこれらに準ずる作業を行うことにより、当該措置対象特定食料等の生産面積を拡大させることができるもの

四　その他前三号に掲げる者に準ずる者

（製造計画の記載事項）

第七条　法第十八条第二項において読み替えて準用する法第十五条第二項の製造計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　措置対象特定食料等（法第十八条第一項に規定する措置対象特定食料等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造の実績に関する事項

二　措置対象特定食料等の製造の見通しに関する事項

三　加工品等製造業者が前号の見通しを踏まえ措置対象特定食料等の製造の促進を図る上で支障となる事項

四　その他必要な事項

○環境省令第五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第一項第三号、第四十一条、第五十六条及び第六十一条第二項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）	（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。	3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　装薬銃であるライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除き、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法	五　装薬銃であるライフル銃（*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
六～十五　（略）	六～十五　（略）

（加工品等製造可能業者の要件）

第八条　法第十八条第三項の主務省令で定める要件は、当該措置対象特定食料等と製造方法が類似する製品を現に製造していると認められる者であって、その製造設備に改修その他の変更を加えることなく、又は軽微な変更を加えることにより、当該措置対象特定食料等の製造をすることができると認められるものであることとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（狩猟免許の申請等）

第四十八条　（略）

2　前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

3～5　（略）

（狩猟者登録の申請等）

第六十五条　（略）

2　法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

三～五　（略）

3～6　（略）

7　前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）を添えなければならない。

8～13　（略）

（狩猟免許の申請等）

第四十八条　（略）

2　前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

3～5　（略）

（狩猟者登録の申請等）

第六十五条　（略）

2　法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一　（略）

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚

三～五　（略）

3～6　（略）

7　前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。

8～13　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。